

苦小牧市男女平等参画基本計画 新旧対照表

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標 I 男女平等参画の意識改革】	【基本目標 I 男女平等参画の意識改革】
推進の方向1 男女平等参画の推進	推進の方向 男女平等参画の啓発の推進
■男女平等参画の推進	■広報・啓発活動の推進
(1)男女平等参画都市宣言の普及・啓発 男女平等参画社会の実現に向け男女平等参画都市宣言の普及と啓発に努めます。	(5)男女平等参画宣言 男女平等参画社会の実現に向けて気運の醸成を図るための男女平等参画宣言を検討します。
(2)市民・団体、企業、行政の連携と協働 男女平等参画社会を目指すために必要な連携・協働の仕組みづくりに努めます。 ※ 他と統合	※ 新設
(3)男女平等参画に向けた平和意識の高揚 男女平等参画社会の実現に向け、恒久平和の意義及び非核三原則の趣旨について広く市民に普及するよう努めます。	(3)ジェンダーの視点による社会制度・慣行の見直しの啓発 性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながる場合があるジェンダーを意識することにより、社会制度や慣行が見直しされるよう、社会的醸成を図ります。
(4)人材育成、活動団体の支援 市民が主体となって行う男女平等参画にかかる学習や推進活動を支援します。	※ 新設
	(4)学習団体育成、活動団体の支援 市民が主体となって行う男女平等参画にかかる学習や推進活動を支援します。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■ 広報・啓発活動、情報収集・提供の充実</p>	<p>■ 情報収集・提供の充実</p>
<p>(1) 広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体、企業等に男女平等参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、多様な媒体を用いて啓発活動を行います。</p>	<p>(1) 広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体等に男女平等参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、多様な媒体を用いて啓発活動を行います。</p>
<p>(2) 学習会・講演会等による啓発活動の推進 さまざまな課題を取り上げた学習会や講演会等を開催し啓発活動を行います。</p>	<p>(2) 学習会・講演会等による啓発活動の推進 さまざまな課題を取り上げた学習会や講演会等を開催し啓発活動を行います。</p>
<p>(3) 男女平等参画関連の情報収集と提供 男女平等参画推進センターを中心に、男女平等参画に関する法律・制度の図書資料や関連情報の収集と提供に努めます。</p>	<p>(1) 男女平等参画関連の情報収集と提供 女性センターを中心に、男女平等参画に関する法律・制度の図書資料や関連情報の収集と提供に努めます。</p>
<p>(4) 各種調査の充実 男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。</p>	<p>(2) 各種調査の充実 男女平等参画に関わる各種調査の充実に努めます。</p>
<p>■ 男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実</p>	<p>■ 男女平等参画に関わる諸問題の相談体制の充実</p>
<p>相談・苦情処理 男女平等参画に関わる相談や、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情、男女平等参画を阻害するおそれのある問題に関する申出に対し、関係機関と連携し適切な対処に努めるとともに、申出制度の周知を図ります。</p>	<p>相談・苦情処理 男女平等参画に関わる相談や、市が行う男女平等参画に関する施策に対する苦情、男女平等参画を阻害するおそれのある問題に関する申出に対し、関係機関と連携し適切な対処に努めるとともに、申出制度の周知を図ります。</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標 I 男女平等参画の意識改革】	【基本目標 I 男女平等参画の意識改革】
推進の方向2 男女平等参画の視点に立った教育の推進	推進の方向 男女平等参画の視点に立った教育の推進
■家庭における男女平等教育の推進	■家庭教育の推進
(1)家庭教育に関する学習機会の充実 社会の慣習や慣行にとらわれず「個」を認め合う家庭教育が行われ、健全な家庭を築くよう母親父親に対する学習機会と情報提供の充実に努めます。	(1)家庭教育に関する学習機会の充実 社会の慣習や慣行にとらわれず「個」を認め合う家庭教育が行われ、健全な家庭を築くよう母親父親に対する学習機会と情報提供の充実に努めます。
(2)家庭責任を担う意識の醸成と学習機会の充実 家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担う意識の醸成を図り、特に男性の生活・自活能力を高める学習機会の充実に努めます。	(2)家庭責任を担う意識の醸成と学習機会の充実 家事・育児・介護などの家庭責任を男女が共に担う意識の醸成を図り、特に男性の家庭管理能力を高める学習機会の充実に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■学校における男女平等教育の推進</p>	<p>■学校教育の推進</p>
<p>(1)人権尊重や男女平等教育の推進 人権の尊重や男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。また、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれず個々の能力や個性の伸長を図る教育を推進します。</p>	<p>(1)人権尊重や男女平等教育の推進 人権の尊重や男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。また、多様な選択が可能となるよう性別にとらわれず個々の能力や個性の伸長を図る教育を推進します。</p>
<p>(2)家庭科教育の推進 男女が共に家庭責任を担うため家庭科教育の充実を図ります。</p>	<p>(2)家庭科教育の推進 男女が共に家庭責任を担うため家庭科教育の充実を図ります。</p>
<p>(3)いじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶 学校内でのいじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて家庭や地域、関係機関との連携を強めます。</p>	<p>(3)いじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶 学校内でのいじめやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて家庭や地域、関係機関との連携を強めます。</p>
<p>(4)教材等への配慮 道徳や特別活動の時間などにおいて、教材や題材に配慮し男女平等の考え方に立った指導を行います。</p>	<p>(4)教材等への配慮 道徳や特別活動の時間などにおいて、教材や題材に配慮し男女平等の考え方に立った指導を行います。</p>
<p>(5)学校関係者の意識の高揚 学校教育に携わる教職員や関係者が、男女平等参画の視点に立った教育を進められるよう意識の高揚を図ります。</p>	<p>(5)学校関係者の意識の高揚 学校教育に携わる教職員や関係者が、男女平等参画の視点に立った教育を進められるよう意識の高揚を図ります。</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■社会における男女平等教育の推進</p>	<p>■生涯学習の推進</p>
<p>(1)学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯各期の市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。</p>	<p>(1)学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯各期の市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。</p>
<p>※ 他と統合</p>	<p>(2)公共施設の連携や関係機関の協力 生涯学習を実施する公共施設相互の連携を図り、高等教育機関・民間団体等の協力を得ながら学習機会・内容の充実を図ります。</p>
<p>(2)女性団体等の育成と社会参画につながる学習機会の充実 女性団体等が行う学習活動を支援します。また、生涯学習を通して身につけた知識や技術を社会に還元できる学習機会の充実に努めます。</p>	<p>(3)女性団体等の育成と社会参画につながる学習機会の充実 女性団体等が行う学習活動を支援します。また、生涯学習を通して身につけた知識や技術を社会に還元できる学習機会の充実に努めます。</p>
<p>※ 他と統合</p>	<p>(4)学習施設の拡充・整備 市民の多様な学習活動のため、学習施設の拡充・整備に努めます。</p>
<p>※ 他と統合</p>	<p>(5)生涯学習情報の一元化と相談体制の充実 生涯学習について、市民が情報を取得しやすいように情報の一元化を図ります。また、生涯学習に関する相談体制の充実に努めます。</p>
<p>※ 他と統合</p>	<p>(6)学習資料の収集・提供 男女平等参画に関する学習資料の収集・提供に努めます。</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標 I 男女平等参画の意識改革】	【基本目標 I 男女平等参画の意識改革】
推進の方向3 性の尊重など人権についての認識の浸透	推進の方向 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透
■性の尊重についての意識の啓発	■性の尊重についての意識の啓発
(1)学校における性教育の充実 人間尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。	(1)学校における性教育の充実 人間尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。
(2)性の尊重や性の多様性、母性保護への理解 性の尊重や性の多様性、母性保護に対する理解を深めるための学習機会の充実や広報・啓発に努めます。	(2)性の尊重や母性保護への理解 性の尊重や母性保護に対する理解を深めるための学習機会の充実や広報・啓発に努めます。
(3)青少年への有害環境の浄化 有害環境排除モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の点検を実施し排除に努めます。また、児童・生徒を性犯罪等から守るための運動の推進に努めます。	(3)青少年への有害環境の浄化 有害環境排除モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の点検を実施し排除に努めます。また、児童・生徒を性犯罪等から守るための運動の推進に努めます。
(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 女性の人権の視点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ります。	(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透 女性の人権の視点からリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透を図ります。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■ <u>男女平等参画の視点に立った表現の配慮</u></p>	<p>■ <u>メディアにおける男女平等参画の視点に立った表現の啓発</u></p>
<p>(1)市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が発行する広報誌や出版物等において、情報を得る対象は<u>多様</u>であることを念頭におき、固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。</p>	<p>(1)市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が発行する広報誌や出版物等において、情報を得る対象は男女であることを念頭におき、固定観念にとらわれない表現をするよう努めます。</p>
<p>※ 他と統合</p>	<p>(2)<u>人権を尊重したメディア表現の啓発・普及</u> <u>メディアにおける表現が、男女平等参画の視点に配慮され、暴力や性差別、性の商品化を助長する表現にならないよう啓発に努めます。</u></p>
<p>-</p>	<p>■ <u>女性に対するあらゆる暴力の根絶</u></p>
<p>(2)<u>あらゆる暴力の根絶</u> セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春など、<u>人権を侵す行為の根絶</u>に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。</p>	<p>(3)<u>セクシュアル・ハラスメントなどの根絶</u> セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、売買春など、<u>女性の人権を侵す行為の根絶</u>に向けて、関係機関と連携し予防のための啓発に努めます。</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶(DV防止計画)】	【基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革】
推進の方向1 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進	推進の方向 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透
■ 広報・啓発活動の推進	■ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
(1)配偶者からの暴力防止に向けた啓発 配偶者やパートナー、親密な関係にある男女間の暴力など、男女平等参画を阻害する暴力は許さないという意識が、社会全体で共有されるよう啓発に努めます。	(1)女性に対する暴力に関する広報活動と関係法の周知 女性に対するあらゆる暴力が犯罪であるという社会的認識の徹底を図るため、積極的に広報活動を行い、配偶者暴力防止法などの法律の周知に努めます。
(2)若年層に対する予防啓発 交際相手からの暴力に関する若者への理解を促進するよう啓発に努めます。	※ 新設
※ 他と統合	(4)女性の人権に関する情報収集・提供 女性に対する暴力など女性の人権に関し、関係機関からの情報収集と提供に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶(DV防止計画)】	【基本目標Ⅰ 男女平等参画の意識改革】
推進の方向2 DV被害者への支援体制の充実	推進の方向 性の尊重など男女の人権についての認識の浸透
■相談体制の充実	■ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実
(1)専門相談員による相談体制の充実 相談窓口の周知に努め、相談者に対して専門の相談員が助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	(1)専門相談員による相談体制の充実 相談窓口の周知に努め、相談者に対して専門の相談員が助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。
(2)相談における2次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に2次被害が生じないように配慮に努めます。	(3)相談における2次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に2次被害が生じないように配慮に努めます。
■支援体制の充実	■女性に対するあらゆる暴力の根絶
(1)民間シェルター支援 ドメスティック・バイオレンス等の被害女性の保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し、財政支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。	(2)民間シェルター支援 ドメスティック・バイオレンス等の被害女性の保護や自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し、財政支援を行い、連携しながら被害者支援の充実を図ります。
(2)被害者自立の支援 被害者の状況に応じて、自立を支援するための制度の情報提供や周知に努めます。	※ 新設
-	■ドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実
(3)関係機関と連携した被害者支援 警察、民間シェルターなど関係機関と連携し、被害者の保護支援に努めます。	(2)関係機関と連携した被害者支援 警察、民間シェルターなど関係機関と連携し、被害者の保護支援に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進 (女性活躍推進計画)】	【基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進】
推進の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	推進の方向 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
■ 審議会等への女性の参画の促進	■ 審議会等への女性の参画の促進
(1)審議会等への女性の参画促進 市が設置する審議会・委員会等の女性委員の割合については、段階的に目標を立て達成していきます。	(1)審議会等への女性の参画促進 市が設置する審議会・委員会等の女性委員の割合については、段階的に目標を立て達成していきます。
※ 他と統合	(2)団体への女性委員の要請 <u>審議会等に委員を推薦している団体に対し、委員の男女の構成を配慮し必要に応じて女性委員の推薦を要請します。</u>
(2)公募制の促進、重複登用の制限 女性委員の登用を図る方法として、委員の選出には原則として公募制を取り入れます。また、さまざまな審議会の性質を考慮し、同一人の重複登用を制限し、適切な人材登用を図ります。	(3)公募制の促進、重複登用の制限 女性委員の登用を図る方法として、委員の選出には原則として公募制を取り入れます。また、さまざまな審議会の性質を考慮し、同一人の重複登用を制限し、適切な人材登用を図ります。
(3)人材情報の収集 市の審議会等への_____登用を促進するため、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	(2)人材情報の収集 市の審議会等への女性の登用を促進するため、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。
■ 市女性職員の登用促進及び職域拡大	■ 市女性職員の登用促進及び職域拡大
市女性職員の登用促進及び職域拡大 市女性職員の採用、職域拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を促進します。	市女性職員の登用促進及び職域拡大 市女性職員の採用、職域拡大、管理職への登用促進を図り、行政における女性の参画を促進します。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■企業や団体等における女性の参画の促進</p>	<p>■企業や団体等における女性の参画の促進</p>
<p>(1)企業や団体等における女性の参画促進 企業や団体等において、方針決定過程への女性の参画が促進されるようさまざまな機会をとらえ、関係機関と連携を図り情報の提供等を行い啓発に努めます。</p>	<p>(1)企業や団体等における女性の参画促進 企業や団体等において、方針決定過程への女性の参画が促進されるようさまざまな機会をとらえ、関係機関と連携を図り情報の提供等を行い啓発に努めます。</p>
<p>(2)女性の参画状況の把握 企業や団体等における女性の参画状況の把握に努めます。</p>	<p>(2)女性の参画状況の把握 企業や団体等における女性の参画状況の把握に努めます。</p>
<p>■女性の能力向上</p>	<p>■女性の人材育成</p>
<p><u>能力向上</u>の取り組み さまざまな分野で女性が参画するために、エンパワーメントの学習会の開催などの取り組みを行います。</p>	<p><u>人材育成</u>の取り組み さまざまな分野で女性が参画するために、エンパワーメントの学習会の開催などの取り組みを行います。</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進 (女性活躍推進計画)】	【基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進】
推進の方向2 ____家庭生活と他の活動との両立支援	推進の方向 <u>男女</u> の家庭生活と他の活動との両立支援
■家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援	■家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援
(1)家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援 家事・育児・介護等家庭生活における____固定的な役割分担意識の是正のための啓発を行うとともに、____家庭生活と他の活動を両立させるための制度等の周知に努めます。	(1)家庭生活における男女平等参画の促進と他の活動との両立支援 家事・育児・介護等家庭生活における <u>男女</u> の固定的な役割分担意識の是正のための啓発を行うとともに、 <u>男女</u> が家庭生活と他の活動を両立させるための制度等の周知に努めます。
(2)出産・育児に関する学習機会の充実 これから親になる男女に対し、妊娠から育児まで共に学ぶ機会の充実を図ります。	(2)出産・育児に関する学習機会の充実 これから親になる男女に対し、妊娠から育児まで共に学ぶ機会の充実を図ります。
(3)____職場中心の意識やライフスタイルの見直し ____仕事と家庭生活の調和をとりながら暮らせるよう働き方や意識の見直しを進める啓発に努めます。	(3) <u>男性</u> の職場中心の意識やライフスタイルの見直し <u>男性</u> が仕事と家庭生活の調和をとりながら暮らせるよう働き方や意識の見直しを進める啓発に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
■多様なライフスタイルに対応した子育て、 <u>介護支援</u>	■多様なライフスタイルに対応した子育て支援
(1)多様な保育サービスの提供 一時保育や休日保育・延長保育をはじめさまざまな形態で働く男女に配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。	(1)多様な保育サービスの提供 一時保育や休日保育・延長保育をはじめさまざまな形態で働く男女に配慮した多様な保育サービスの提供に努めます。
(2)子育て支援センター・児童館の設置と利用促進 子育て支援センターや児童館を増設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和するなど子どもの健やかな育ちを促進します。	(2)子育て支援センター・児童館の設置と利用促進 子育て支援センターや児童館を増設し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和するなど子どもの健やかな育ちを促進します。
※削る(平成25年度終了、市立はなぞの幼稚園H26.3.31閉園)	(3)市立幼稚園の役割の推進 <u>市立幼稚園においては、地域の幼児教育センター的な役割の推進に努めます。</u>
(3)子どもの発達・育児などの相談の充実 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、子育て教室や相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間づくりができる場の充実に努めます。	(4)子どもの発達・育児などの相談の充実 子どもの発達や育児についての理解を深めるために、子育て教室や相談体制の充実を図ります。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間づくりができる場の充実に努めます。
(4)ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。	(5)ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するため、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図ります。
(5)障がいのある子どもに関する相談・指導體制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実を図ります。	(6)障がいのある子どもに関する相談・指導體制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実を図ります。
(6)児童虐待に関する支援 児童虐待や養育困難などの相談に対応するため専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら要保護児童とその家族の支援に努めます。また、児童虐待の予防策として、育児不安や親の孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。	(7)児童虐待に関する支援 児童虐待や養育困難などの相談に対応するため専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携をとりながら要保護児童とその家族の支援に努めます。また、児童虐待の予防策として、育児不安や親の孤立化を防ぐための支援の充実を図ります。
(7)介護に対する相談支援体制の充実 <u>介護に対する不安や悩みに対して、相談支援体制の充実を図ります。</u>	※ 新設

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進 (女性活躍推進計画)】	【基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進】
推進の方向3 就労等における男女平等の確保	推進の方向 就労等における男女平等の確保
■男女平等な雇用環境の整備	■男女平等な雇用環境の整備
(1)男女雇用機会均等法の周知 募集・採用・配置・昇進など雇用管理での女性への差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知に努めます。	(1)男女雇用機会均等法の周知 募集・採用・配置・昇進など雇用管理での女性への差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知に努めます。
(2)女性労働者の能力発揮促進 企業において、女性を積極的に活用し能力発揮の取り組みがなされるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。	(2)女性労働者の能力発揮促進 企業において、女性を積極的に活用し能力発揮の取り組みがなされるよう、関係機関と連携し啓発に努めます。
(3)セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発と相談窓口の周知 労働環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメント、 <u>マタニティハラスメント等</u> の防止の啓発と相談窓口の周知に努めます。	(3)セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談窓口の周知 労働環境を悪化させるセクシュアル・ハラスメントの防止の啓発と相談窓口の周知に努めます。
(4)男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知に努めます。	(4)男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知に努めます。
(5)育児・介護休業法や働く女性の健康管理制度の周知 育児・介護休業法や働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。	(5)育児・介護休業法や働く女性の健康管理制度の周知 育児・介護休業法や働く女性の母性保護や母性健康管理制度の周知に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■女性の就業機会の拡大</p>	<p>■女性の就業機会の拡大</p>
<p>(1)女性の再就職支援 結婚・育児・介護などを理由として退職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し相談や学習機会の充実に努めます。</p>	<p>(1)女性の再就職支援 結婚・育児・介護などを理由として退職した女性の再就職支援のため、関係機関と連携し相談や学習機会の充実に努めます。</p>
<p>(2)再就職や就業形態に関する情報収集・提供 再就職や起業を目指す女性のための情報や在宅勤務・SOHOなどの新しい就業形態の情報の収集と提供に努めます。</p>	<p>(2)再就職や就業形態に関する情報収集・提供 再就職や起業を目指す女性のための情報や在宅勤務・SOHOなどの新しい就業形態の情報の収集と提供に努めます。</p>
<p>■多様な働き方における労働環境の整備</p>	<p>■多様な働き方における労働環境の整備</p>
<p>(1)パートタイム労働に関する情報提供と実態の把握 企業や労働者への短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)の周知や、関連情報の提供を関係機関と連携し行います。また、企業の協力を得て、実態の把握に努めます。</p>	<p>(1)パートタイム労働に関する情報提供と実態の把握 企業や労働者への短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)の周知や、関連情報の提供を関係機関と連携し行います。また、企業の協力を得て、実態の把握に努めます。</p>
<p>(2)農業・水産業・商工自営業等における女性の参画促進 雇用の形態をとらない農業や漁業、商工自営業において、男女が共に生産や経営に重要な役割を担っていることから、経営や方針決定への女性の参画促進を図ります。</p>	<p>(2)農業・水産業・商工自営業等における女性の参画促進 雇用の形態をとらない農業や漁業、商工自営業において、男女が共に生産や経営に重要な役割を担っていることから、経営や方針決定への女性の参画促進を図ります。</p>
<p>■ワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>※ 新設</p>
<p>ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識の醸成を図ります。</p>	<p>※ 新設</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女平等参画の推進 (女性活躍推進計画)】	【基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女平等参画の推進】
推進の方向4 地域社会への男女平等参画の促進	推進の方向 地域社会への男女平等参画の促進
■地域社会への男女平等参画の促進	■地域社会への男女平等参画の促進
(1)地域活動への男女平等参画の促進 男女が生き生きと暮らすことができる地域社会をつくるため、町内会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	(1)地域活動への男女平等参画の促進 男女が生き生きと暮らすことができる地域社会をつくるため、町内会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。
(2)地域社会への男女平等参画の重要性の啓発 町内会やPTAなど地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担う重要性について理解を深めてもらうよう努めます。	(2)地域社会への男女平等参画の重要性の啓発 町内会やPTAなど地域活動に男女が共に参画し、共に責任ある役割を担う重要性について理解を深めてもらうよう努めます。
■防災分野への男女平等参画の促進	■防災分野への男女平等参画の促進
(1)地域防災における男女平等参画の促進 防災や災害復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を生かした地域防災組織の活動を促進します。また、地域で活動する消防団においては、女性の参画を促進し地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。	(1)地域防災における男女平等参画の促進 防災や災害復興において男女のニーズを考慮し、女性の視点を生かした地域防災組織の活動を促進します。また、地域で活動する消防団においては、女性の参画を促進し地域住民に対する防火指導や啓発活動に努めます。
(2)防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女が共に活躍するため防災セミナーなど学習機会の充実に努めます。	(2)防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女が共に活躍するため防災セミナーなど学習機会の充実に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進</p>	<p>■男女平等参画の視点を生かした国際交流の促進</p>
<p>(1)異文化・価値観の多様性を理解するための学習機会の充実 男女平等参画の推進が世界の動きと連動していることから国際的認識を深めるため、学校教育、社会教育において異文化や価値観の多様性の理解を深める学習機会の充実に努めます。</p>	<p>(1)異文化・価値観の多様性を理解するための学習機会の充実 男女平等参画の推進が世界の動きと連動していることから国際的認識を深めるため、学校教育、社会教育において異文化や価値観の多様性の理解を深める学習機会の充実に努めます。</p>
<p>(2)「草の根」国際交流の実現 <u>多くの市民が国際交流に関わるきっかけをつくるため、外国人と気軽に交流できる機会を提供します。</u></p>	<p>(2)「草の根」国際交流の実現 <u>姉妹・友好都市市民とのホームステイ交流や外国籍市民とのふれあいを通じ、国際理解を深め「草の根」国際交流を推進します。</u></p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備】	【基本目標Ⅲ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備】
推進の方向1 生涯にわたる健康づくりの推進	推進の方向 生涯にわたる健康づくりの推進
■ ____健康の保持・促進	■ 男女の健康の保持・促進
(1)健康管理や病気予防対策の充実 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。	(1)健康管理や病気予防対策の充実 市民の心身の健康管理や病気予防のため、各種健康診断の受診向上と予防対策や相談体制の充実を図ります。
(2)生活習慣・食生活の改善指導 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など健康づくりを進めます。	(2)生活習慣・食生活の改善指導 健康的な生活習慣の普及や食生活の改善・指導など健康づくりを進めます。
(3)スポーツ活動の推進 スポーツを生活に取り入れるなど体力づくりのための活動を支援します。	(3)スポーツ活動の推進 スポーツを生活に取り入れるなど体力づくりのための活動を支援します。
(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。
(5)女性の健康に関わる問題の情報収集・提供 女性の健康をおびやかす諸問題に関し情報収集と提供に努めます。	(5)女性の健康に関わる問題の情報収集・提供 女性の健康をおびやかす諸問題に関し情報収集と提供に努めます。
■ 妊娠・出産等に関する健康支援	■ 妊娠・出産等に関する健康支援
(1)妊娠・出産の諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実を図ります。	(1)妊娠・出産の諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康指導と相談体制の充実を図ります。
(2)妊婦健診等母子保健事業の充実 妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	(2)妊婦健診等母子保健事業の充実 妊婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■医療体制の充実</p>	<p>■医療体制の充実</p>
<p>性が尊重された医療体制 生涯にわたり健康に暮らすために、市立病院において、医療の充実に努めるとともに、女性が受診しやすい環境の整備に努めます。</p>	<p>性が尊重された医療体制 生涯にわたり健康に暮らすために、市立病院において、医療の充実に努めるとともに、女性が受診しやすい環境の整備に努めます。</p>

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
【基本目標Ⅳ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備】	【基本目標Ⅲ 健康で生き生きと暮らせる環境の整備】
推進の方向2 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備	推進の方向 高齢者等が安心して暮らすための環境の整備
■ 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備	■ 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備
(1) 高齢者に対する福祉の整備 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るため、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	(1) 高齢者に対する福祉の整備 高齢者が健康で生き生きとした生活を送るため、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。
(2) 障がい者の福祉と家族への支援 重度の障がい者とその家族に対する自立支援給付や地域生活支援事業による福祉サービスの支援体制の充実に努めます。	(2) 障がい者の福祉と家族への支援 重度の障がい者とその家族に対する自立支援給付や地域生活支援事業による福祉サービスの支援体制の充実に努めます。
(3) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり 高齢者や障がい者が社会生活を安全快適に送ることができるよう、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。	(3) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり 高齢者や障がい者が社会生活を安全快適に送ることができるよう、各種サービス提供機関や居住空間、公共施設の整備に努め、高齢者等にやさしいまちづくりを推進します。
(4) 貧困など生活に困っている方への支援 <u>失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方の支援体制の充実に努めます。</u>	※ 新設
(5) LGBT等性的少数者に対する配慮 <u>LGBT等性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくため、啓発活動を行います。</u>	※ 新設

改正案(第3次(第2稿))	現行(第2次)
<p>■高齢者や障がい者等の社会参画の促進</p>	<p>■高齢者や障がい者の社会参画の促進</p>
<p>(1)高齢者の社会参画支援 高齡者が知識や経験を生かしたボランティア活動や地域活動、就労などさまざまな分野に活躍できるよう社会参画の支援に努めます。</p>	<p>(1)高齢者の社会参画支援 高齡者が知識や経験を生かしたボランティア活動や地域活動、就労などさまざまな分野に活躍できるよう社会参画の支援に努めます。</p>
<p>※ 他と統合</p>	<p>(2)高齢者の学習機会の充実 長生大学やスポーツなど積極的に参加できるよう学習機会の充実に努めます。</p>
<p>(2)障がい者の就労支援 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るため、能力を發揮し、適性或身体の状況に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実に努めます。</p>	<p>(3)障がい者の就労支援 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るため、能力を發揮し、適性或身体の状況に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実に努めます。</p>